

古民家再生の専門家登録に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター（以下「住建センター」という。）が、県からの委託を受けて、ひょうご住まいサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）において、古民家再生促進支援事業を古民家再生の専門家（以下、様式各号における表記を除いて「専門家」という。）との連携体制のもと円滑かつ効果的に実施するため、専門家の登録及び利用について必要な事項を定める。

(専門家)

第2条 本要領に定める専門家とは、次の各号のいずれかに掲げる者で、サポートセンターに登録されたものをいう。

- (1) 建築士有資格者のうち、伝統的木造建築又は古民家再生に関する専門的知識を有する者（ヘリテージマネージャーなど）
- (2) 伝統的木造建築若しくは古民家再生に関する施工の技能又は経験を有する者（大工棟梁、茅葺き職人など）
- (3) 前各号に掲げる者のほか、その者の知識、技能又は経験に照らし、前各号に掲げる者と同等の能力を有するものとしてサポートセンター所長が特に認める者

(登録の申込)

第3条 専門家は、個人毎に登録するものとする。

- 2 専門家の登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、古民家再生の専門家登録申込書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）をサポートセンター所長に提出しなければならない。

(登録の決定)

第4条 サポートセンター所長は、前条第2項の登録申込書が提出された場合において、登録希望者が第2条第1号又は第2号に該当すると認めるときは、当該者を古民家再生の専門家登録台帳（様式第2号。以下「登録台帳」という。）に登録することができる。

- 2 サポートセンター所長は、前条第2項の登録申込書が提出された場合において、登録希望者が第2条第3号に該当すると認めるときは、古民家再生促進支援事業実施要綱第9条第1項に規定する古民家再生検討会議（以下「検討会議」という。）の議を経て、当該者を登録台帳に登録することができる。
- 3 サポートセンター所長は、前2項の規定による登録の決定をしたときは、「登録台帳」に登録するとともに、古民家再生の専門家登録通知書（様式第3号の1）により、当該登録希望者に通知するものとする。
- 4 前項により登録された専門家は、登録事項に変更が生じた場合は、直ちに古民家再生の専門家登録事項変更届出書（様式第3号の2）によりサポートセンター所長に届け出なければならない。
- 5 サポートセンター所長は、前項の規定による登録事項変更の決定をしたときは、登録台帳に登録するとともに、古民家再生の専門家登録事項変更通知書（様式第3号の3）によ

り、当該登録希望者に通知するものとする。

(登録期間)

第5条 登録期間は、登録した日から3年後の年度の末日までとする。

- 2 登録の更新を希望する者（以下「更新希望者」という。）は、古民家再生の専門家登録更新申込書（様式第4号の1。以下「更新申込書」という。）をサポートセンター所長に提出しなければならない。
- 3 サポートセンター所長は、前項の更新申込書により更新を認めるときには、古民家再生の専門家登録更新通知書（様式第4号の2）により、当該更新希望者に通知するものとする。

(登録台帳の利用)

第6条 登録台帳は、サポートセンターが実施する古民家再生促進支援事業に利用するほか、県が実施する古民家再生促進支援事業において利用できるものとする。

- 2 登録台帳は、前項に掲げる事業以外に利用してはならない。

(登録の取消し)

第7条 サポートセンター所長は、専門家が次の各号のいずれかに該当するときは、検討会議の議を経て（第1号に該当する場合は除く。）、登録を取り消すとともに、古民家再生の専門家登録取消通知書（様式第5号の1）により当該専門家であった者に通知するものとする。

- (1) 専門家から登録取消の申出があったとき
 - (2) 登録申込書の内容に虚偽があったとき
 - (3) 専門家が前条第1項に掲げる事業実施にあたり、当該事業の趣旨に反する行為を行ったと認められるとき
 - (4) その他サポートセンター所長が適当でないと認めたとき
- 2 前項第1号の申出は、古民家再生の専門家登録取消届出書（様式第5号の2）の提出により行う。

附 則

この要領は、平成19年7月2日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年11月30日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に登録されている専門家の登録期間は、第5条第1項の規定にかかわらず従前のおりとする。